

消費税率の引き上げに伴う契約書面交付における注意点について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の変更に伴い、消費者庁・経済産業省の連名にて次の通り文書が公表されましたので、お知らせいたします。

つきましては、学習塾事業者及び関係者の皆様には広くご周知いただければと存じます。

以下のホームページからもご確認できます。どうぞよろしくお願いいたします。

【消費者庁 取引対策課】

<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m02>

【消費生活安心ガイド】

<http://www.no-trouble.go.jp/>

【経済産業省 消費者行政の推進】

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/index.html>

消費税率の引上げに伴う特定商取引に関する法律の特定継続的役務提供取引
における書面交付義務についての考え方

平成 25 年 12 月 27 日
消 費 者 庁
経 済 産 業 省

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、特定継続的役務（特商法第 41 条第 2 項に規定する「特定継続的役務」をいう。）を提供する事業者に対し、契約締結に際して法定書面の交付を義務付けており、役務の提供を受けようとする者に対して、役務の内容、条件、いわゆるクーリング・オフ及び中途解約に係る事項等に関して十分な情報提供を行い、適正な情報に基づいた自由な意思決定を確保することを図っている。当該法律の趣旨に基づき、特商法第 42 条第 2 項に規定する、法定書面記載事項のうち「役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額」（同項第 2 号。以下「金銭の額」という。）は、事業者が消費者から消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を徴収する場合には、消費税を含んだ価格を意味するものと解される¹。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）の規定に基づき、消費税率は平成 26 年 4 月 1 日より 5% から 8% に引き上げられることとなっており²、また、国内取引の場合、原則として消費税の納税義務は課税資産の譲渡や貸付け及び役務の提供をした時に成立するとされている³。一方で、特定継続的役務はその性質上、役務提供の時期が契約締結段階で明確に定まっていないことも多いことから、事業者が消費税率の引上げ分を消費者に請求する場合、「金銭の額」が契約締結段階においては明確に定まらないことも多いと考えられる。このような場合、後に事業者と消費者間でトラブルが発生する可能性もあることから、特商法の運用上注意す

¹ 「特定商取引に関する法律の解説（平成 21 年度版）」（消費者庁取引・物価対策課、経済産業省商務情報政策局消費経済政策課 編）

² 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、次のとおり消費税率を 5% から 8% に引き上げることが確認されている。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（中略）附則第 18 条（中略）の規定に基づき、以下のとおり経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率（国・地方）については、平成 26 年 4 月 1 日に 5% から 8% へ引き上げることを確認する。」

³ 国税庁 H P「納税義務の成立の時期」<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6141.htm>（平成 25 年 12 月 5 日アクセス）

べきと考えられる点及び消費者トラブルの発生を避けるために事業者が実施すべき措置について、下記のとおり明確化することとする。

1. 特商法の運用上注意すべきと考えられる点について

(1) 平成26年4月1日以後に役務が提供される見込みのある特定継続的役務提供契約を平成25年10月1日⁴より後に締結する場合

平成26年4月1日以後に提供される役務について、消費税率の引上げ分を消費者に請求する場合、特商法第42条第2項に基づく書面の「金銭の額」として、消費税率の引上げ分が消費者の負担となる趣旨を明らかにする必要がある。

(2) 平成26年4月1日以後に役務が提供される見込みのある特定継続的役務提供契約を平成25年10月1日以前に締結している場合

平成26年4月1日以後に提供される役務について、消費税率の引上げ分を消費者に請求する場合、消費税率の引上げの範囲内で「金銭の額」が変更される限りにおいて、個別の契約に特段の事情がなければ、「金銭の額」の変更前後で契約の同一性が失われているとは通常考えにくく、このような場合に「金銭の額」が変更されることを理由として、事業者が消費者に対して特商法第42条第2項に基づく書面を再度交付する必要性はないと考えられる。

2. 消費者トラブルの発生を避けるために事業者が実施すべき措置について

消費税率の引上げ分を消費者に請求する場合、消費者トラブルを防ぐ観点から、その新たな負担の発生について、「金銭の額」の変更を行う前に消費者に対して明確に伝えるべきであり、当該変更について消費者の承諾を得ておくことが望ましい。また、その際、消費者によっては中途解約を望む可能性もあることから、特商法第49条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第2項、第5項及び第6項の規定に関する事項を含む。）についても併せて伝えることが適当である。

⁴ 前ページ注釈2参照のこと。